

新年度を迎え、改めて修学旅行等の実施に向けた配慮をお願いするものです。

事務連絡
令和3年4月1日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
教育課程課

令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について

これまで各学校や学校設置者においては、コロナ禍にもかかわらず感染拡大防止のための対策を講じつつ、子供たちのため教育活動を実施していただいたことに感謝申し上げます。

さて、新年度を迎え、各学校においては新たな年間計画に基づき、教育活動を開始されているものと思います。

修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与え、思い出に残るなど、有意義な教育活動です。現下の状況において、各学校や学校設置者におかれては、感染状況等を踏まえ、引き続き、感染防止策の確実な実施や保護者などの御理解・御協力を前提に、実施に向けての特段の配慮をお願いします。

なお、実施に当たっては、感染防止策の事前指導や、児童生徒や同居する家族等の健康観察を徹底するとともに、感染状況を見極めながら、仮に当初の計画どおりの実施が難しい場合であっても、近距離での実施や旅行日程の短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討するようお願いします。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

（参考）文部科学省ホームページ

「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

<本件連絡先>

(修学旅行について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話：03-5253-4111（内線 2389）

(その他学校行事について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

電話：03-5253-4111（内線 2903）